建設リサイクル法届出書提出までの流れ

別　海　町

1. 対象工事の確認

下記条件①②両方ともに当てはまる場合のみ届出書の提出が必要になります。

①工事の規模（施行令第2条）

工事の種類		規模の種類
建築物	建築物の解体	床面積の合計　80㎡
	建築物の新築・増築	床面積の合計　500㎡
	建築物の修繕・模様替え（リフォーム）	請負代金の額　1億円
建築物以外	建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額　500万円

②対象建設資材【特定建設資材】（施行令第1条）

次の建設資材（〇対象となる）が使用されている建築物等の解体工事及び新築・修繕工事であること。

特定建設資材の名称

コンクリート	〇対象となるもの ・無筋コンクリート、鉄筋コンクリート ・コンクリート平板、U字溝等二次製品 ・コンクリートブロック ・コンクリート製インターロッキングブロック ・間知ブロック ・テラゾブロック ・軽量コンクリート
	●対象とならないもの ・セメント瓦 ・モルタル ・ALC版 ・窯業系サイディング ・普通レンガ ・繊維強化セメント板（スレート） ・粘土瓦 ・タイル ・再生砕石
コンクリート及び鉄から成る建設資材	〇対象となるもの ・PC版 ・コンクリート平板、U字溝等二次製品
木材	〇対象となるもの ・木材 ・合板 ・パーティクルボード ・集成材（構造用集成材） ・繊維板
	●対象とならないもの ・竹 ・樹脂混入木質財 ・木質系セメント板
コンクリートアスファルト	〇対象となるもの ・改良アスファルト舗装
	●対象とならないもの ・アスファルトルーフィング

※上記資材の使用料・発生量の多少は関係ありません。（少量でも対象となります。）

2. 工事請負者の資格

建設リサイクル法の対象工事を行う請負者は、下記の資格が必要になります。

工事種類	必要資格
建築物の解体	「解体業の許可」と「建設業の許可」
建築物の新築・増築	「建設業の許可」
建築物の修繕・模様替え（リフォーム）	
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	「解体業の許可」と「建設業の許可」

※ただし、次に掲げる工事は小規模工事となり「建設業の許可」がなくても工事は可能ですが、その工事がとりこわし工事の場合は小規模工事関係なく「解体業の許可」が必要になります。

建築工事	次のいずれかに該当する場合 ①一件の請負代金が1,500万円未満の工事（消費税込） ②請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延面積が150㎡未満の工事 （主要構造部が木造で、延面積の1/2以上を居住の用に供するもの。）
建築以外の工事	一件の請負代金が500万円未満の工事（消費税込）

3. 発注者への説明及び契約

①発注者への説明

対象となる建設工事等の請負者等（直接当該工事を請け負う建設業者等）は、発注者に対して対象建設工事の概要や工事計画などについて、書面で説明する必要があります。（法第12条第1項）

・書面で説明する内容（法第10条第1項第1～5号に係る事項）
1）（解体工事の場合）解体する建築物等の構造
2）（解体工事の場合）解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
3）（新築工事の場合）使用する特定建設資材の種類
4）工事着手の時期及び工程の概要
5）分別解体等の計画

※建設工事の請負者の方は、発注者が本法詳細を承知していないことがありますので、契約前に対象建設工事の確認を必ず行い、対象建設工事となる場合は、発注者への説明及び必要な手続きを行うようにしてください。

②発注者との契約

対象となる建設工事等の請負契約において、発注者と請負業者は、「分別解体の方法・費用」などを書面に記載し署名（記名）・押印して相互に交付する必要があります。

※下請契約においても、「元請者」「下請者」で同様の手続きが必要です。（法第13条）

・書面で交付する内容（省令第4条）
1）分別解体の方法
2）解体工事に要する費用
3）再資源化等をするための施設の名称及び所在地
4）再資源化に要する費用

4. 事前届出及び通知の内容

民間工事における届出については、建設リサイクル法で届出内容及び様式が定められています。

5. 届出書提出時に必要な書類

届出時に必要な書類は下記になります。

※工事の種類により必要書類等が替わりますのでご留意願います。

工事の種類		必要書類等
建築物	建築物の解体	届出書（様式第1号）＋別表1（分別解体等の計画等） 設計図書又は現状の分かる写真 工程表
	建築物の新築・増築	届出書（様式第1号）＋別表2（分別解体等の計画等） 設計図書又は現状の分かる写真（新築は除く） 工程表
	建築物の修繕・模様替え（リフォーム）	届出書（様式第1号）＋別表2（分別解体等の計画等） 設計図書又は現状の分かる写真 工程表
建築物以外	建築物以外のもの 解体・新築工事等（土木工事等）	届出書（様式第1号）＋別表3（分別解体等の計画等） 設計図書又は現状の分かる写真（新築は除く） 工程表

※なお、届出書の内容は請負契約単位ごととなりますので、１つの契約で複数の工事を行う場合、届出書（様式第１号）は共通で１枚のみ作成し、以下各工事ごとに該当する必要書類等の作成をお願いします。

例１）１つの契約で、「①建築物の解体」・「②建築物の新築」の対象建設工事がある場合。

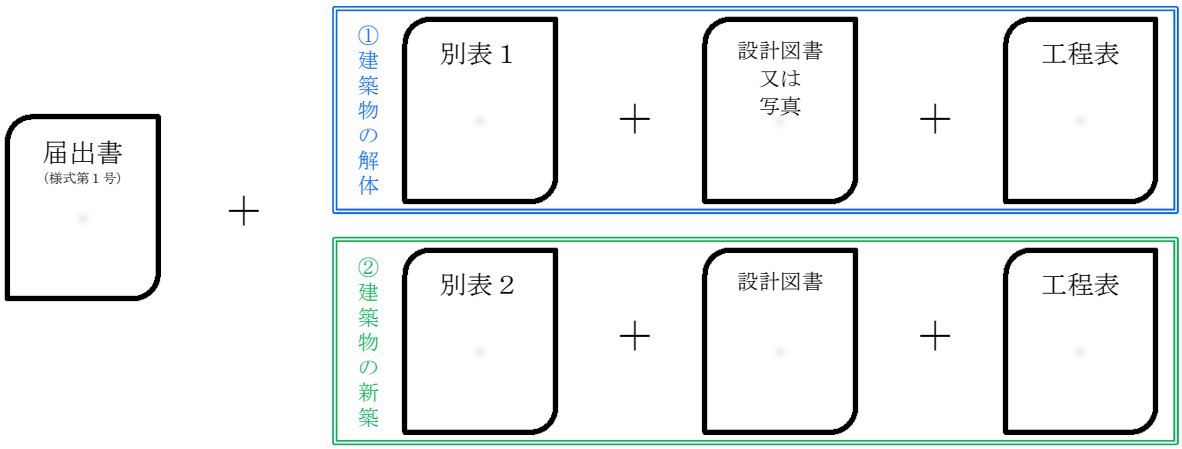

例２）１つの建設工事で、「①建築物の新築工事」・「②外構工事（建築附帯以外）」の２つの請負契約がある場合。

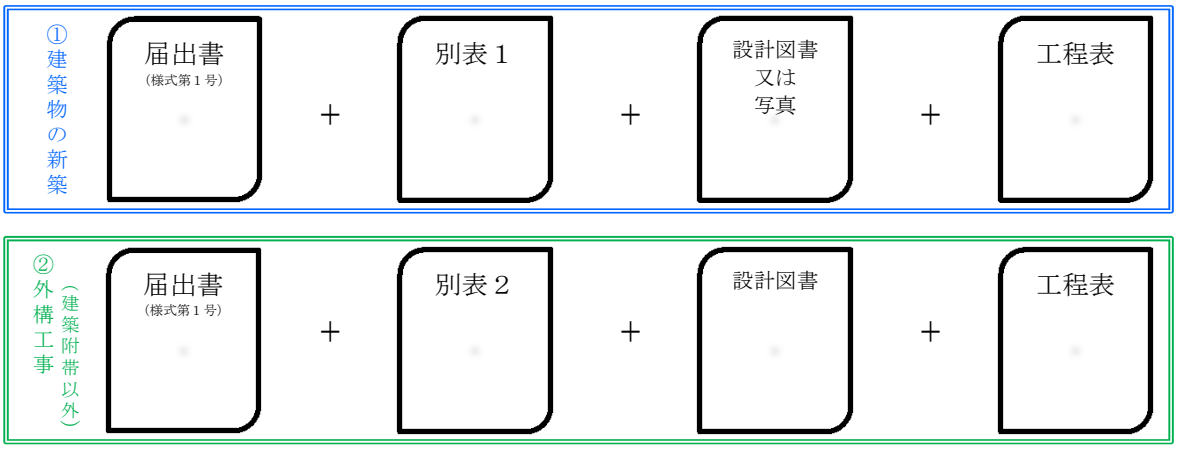

6. 届出の提出期限

届出提出対象工事の発注者（自主施行者含む）は工事着工日の7日前までに建設地の市町村を経由して、北海道知事等に届出しなければなりません。

また、届出提出から7日間は工事着手はできません。

※委任状を添付し、代理者又は代行者が提出することもできます。

7日前の考え方

4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日
月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	着工日

提出期限

工事着手禁止期間

※土日、祝日等を含めて着工日から7日前です。

7. 工事の実施

工事を実施するにあたり、「2. 工事請負者の資格」で説明した「解体業の許可」及び「建設業の許可」が必要になり、工事現場にもそれを証明する下記の標識をそれぞれ設置しなければなりません。

解体工事業登録票（標識）

35cm以上

解　体　工　事　業　者　登　録　票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登　録　番　号	
登　録　年　月　日	
技術管理者の氏名	

25cm以上

建設業の許可票（標識）

35cm以上

建　設　業　の　許　可　票		
商　号　又　は　名　称		
代　表　者　の　氏　名		
主任技術者の氏名	専任の有無	
資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別		
許可を受けた建設業		
許　可　番　号		国土交通大臣　許可（　）第　　号 知事
許　可　年　月　日		

25cm以上

8.建設リサイクル法罰則について

この法律では、分別解体や再資源化等に対する命令違反、届出、登録等の手続きに対して、発注者や受注者に下記の罰則が適用されます。特に、発注者（住宅の建て替え等による解体工事の場合は多くは個人の住宅発注者）についても、違反すると罰則が課せられることになるので注意が必要です。

罰則一覧

罰則の対象		根拠条文	罰則（～以下）	罰則条文
分別解体等の実施	対象建設工事の届出	法第10条第1項	20万円	法第51条第1号
	対象建設工事の変更の届出	法第10条第2項	20万円	法第51条第1号
	対象建設工事の届出等に係る変更命令	法第10条第2項	30万円	法第50条第1号
	分別解体等実施義務の実施命令	法第15条	50万円	法第49条
再資源化の実施	発注者への報告の記録	法第18条第1項	10万円	法第53条第1号
	再資源化等実施義務の実施命令	法第20条	50万円	法第49条
解体工事業	登録	法第21条第1項	懲役1年、50万円	法第48条第1号・第2号
	登録変更	法第21条第2項	懲役1年、50万円	法第48条第1号・第2号
	変更の届出	法第25条第1項	30万円	法第50条第2号
	廃業等の届出	法第27条第1項	10万円	法第52条第2号
	登録の取消し等の場合における通知	法第29条第1項	20万円	法第51条第2号
	技術管理者の設置	法第31条	10万円	法第51条第3号
	標識の掲示	法第33条	10万円	法第53条第3号
	帳簿	法第34条	懲役1年、50万円	法第53条第4号
	事業停止命令	法第35条第1項	20万円	法第48条第3号
	報告徴収	法第37条第1項	20万円	法第51条第4号
	立入検査	法第37条第1項	20万円	法第51条第5号
雑則	報告徴収	法第42条	20万円	法第51条第4号
	立入検査	法第43条第1項	20万円	法第51条第6号